

# 播磨高原広域事務組合教育委員会業務量管理・健康確保措置実施計画

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

### (2) 播磨高原広域事務組合の現状

兵庫県では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、これまでから「教職員の勤務時間適正化プラン」をはじめとした計画の策定や、実効性が上がる業務見直の先進事例集を発信するなど、各学校・地域の実態に応じた取組を進めてきた。

令和2年4月には、業務量の適切な管理に関する規則および方針を策定し、令和5年度には、「学校業務改善に関するガイドライン」を策定、令和6年度に、中教審答申や国の通知を受け、市町教育委員会と連携・協働の上、全県共通目標及び全県共通取組を設定した。さらに、令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを发出し、全県一丸となって取組を推進している。

以上の取組等を受けて、播磨高原広域事務組合でも全県共通目標の達成に向け各学校に応じた取組を進めている。

こうした取組の結果、播磨高原広域事務組合における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

1箇月時間外在校等時間	教職員数 <sup>※3</sup>	割合 <sup>※4</sup>
80時間超 <sup>※1</sup>	0人	0.0%
45時間超 <sup>※2</sup>	7人	23.3%

※1 兵庫県教育委員会の働き方改革方針、厚労省基準の過労死ライン

※2 兵庫県規則第30号（超過勤務の縮減に関する規則）に基づく上限

※3 令和6年度において1月でも月80時間または45時間を超えたことがある教職員の実人数

※4 教職員30人に占める割合

一人当たりの超過勤務時間については、月平均で概ね30時間以内に収まっているものの、月平均30時間を超える教職員も存在している。

一人あたり年間平均 時間外在校等時間	教職員数	
	年間360時間超 (月平均30時間 <sup>※5</sup> )	年間720時間超 (月平均60時間)
185時間10分 (月平均 15時間25分)	5人	0人

※5 文科省の努力目標（望ましい勤務時間の目安）

## 2 計画期間

令和8年度から令和11年度（4年間）とする。

政府の目標『令和11年度までに月平均30時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

## 3 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合 100%
- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 100%
- ・1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 30時間以内
- ・1年間時間外在校等時間 360時間以下

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・年次有給休暇を計画的に年間10日\*以上取得する教職員 100%

※ 文科省が求める取得促進の方針に基づく自治体の改善目標

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置

### (1) 業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

#### ①教職員の意識改革

##### ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次有給休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

##### イ「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・定時退勤日 全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
- ・ノー会議デー 会議を設定しない日を週1日以上実施
- ・ノー部活デー 部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）する日を週2日以上実施

##### ウ「業務改善プロジェクト会議」の開催

- ・各学校で業務改善の取組について協議するプロジェクト会議を開催

#### ②業務の整理とマネジメント

##### ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守

- ・「ノー部活デー」の実施【再掲】
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度

### ③ICT活用による業務の効率化

- ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化
- イ ICT活用のための校内研修の開催
- ウ 保護者連絡ツールの活用によるアンケート・配布物のデジタル化、デジタル採点システム等のICTの積極的な活用
  - ・統一のシステムやアプリの導入
  - ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備

### ④「チーム学校」としての業務改善

- ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置（再掲）
- イ 学校支援スタッフの積極的な活用
  - ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、不登校児童生徒支援員、地域ボランティア等の積極的な活用

### ⑤制度・仕組みの見直し

- ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
  - ・各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施
- イ チーム担任制や交換授業の実施等の指導体制の工夫
- ウ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し
  - ・好事例集の取組を推進
- エ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
  - ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施
- オ 部活動指導員を活用した部活動（地域連携）と、たつの市認定地域クラブ（地域展開）で活動を実施

### ⑥執務環境の整備

- ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」
  - ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理整頓など、5S活動を推進
- イ ハラスメントのない職場環境づくり
  - ・ハラスメント防止指針の周知・徹底
  - ・相談窓口の活用周知

### ～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

#### ①学校以外が担うべき業務

- ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
  - ・地域人材の活用促進を図る
- イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り
  - ・警察との連携による対応
- ウ 学校徴収金の徴収・管理
  - ・揖龍小中学校事務職員協議会作成の学校徴収金ハンドブックの周知と活用
- エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案へ

### の対応

- ・学校問題サポートチームへの支援依頼、弁護士法律相談事業の活用

### オ 地域への協力依頼の促進

- ・PTAへリサイクル活動の協力依頼
- ・自治会や老人会へ登下校の見守り依頼

## ②教師以外が積極的に参加すべき業務

### ア 調査・統計等への回答

- ・学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用。

### イ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・保護者連絡ツールを活用した配信
- ・教育委員会と連携したホームページ管理

### ウ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討

### エ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討

### オ 校舎の開錠・施錠

- ・外部への委託等、調査研究を進める。

### カ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）等の活用

### キ 校内清掃

- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）等の活用

### ク 部活動

- ・地域人材としての部活動指導員を活用した部活動（地域連携）と、たつの市認定地域クラブ（地域展開）の両輪で活動

## ③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ア 給食の時間における対応

- ・栄養教諭による食に関する指導。
- ・用務員と連携した配膳・給食指導

### イ 授業準備

- ・教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフが実施、デジタル技術の活用を促進

### ウ 学習評価や成績処理

- ・校務支援ソフトや自動採点等のデジタル技術の活用を促進

### エ 学校行事の準備・運営

- ・自然学校指導補助員等の活用
- ・トライやる・ウィーク推進委員会の活用

### オ 進路指導の準備

- ・就職先に関する情報収集等について事務職員との協働を促進

### カ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども多文化共生サポーター、校内サポートルーム支援員等の活用
- ・フリースクール等民間施設へ通う児童生徒への支援
- ・播磨西教育事務所「学校問題サポートチーム」の支援を依頼

### ～その他の取組～

- ・教職員の勤務時間適正化先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導・助言を実施
- ・教職員の校務の効率化や児童生徒の学びの充実に向けて、生成 AI 等の活用の促進

## (2) 健康の保持増進

### ～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ・年次有給休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定（再掲）
- ・各学校における衛生委員会の月 1 回以上の開催
- ・1 箇月時間外在校等時間が月 100 時間超または 2 ～ 6 月平均 80 時間超の職員への産業医面談指導の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知
- ・心の健康づくり計画に基づき、各所属における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進に向けた取組を推進

#### 心の健康づくり計画における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

## 5 今後のフォローアップ

- ・教育委員会定例会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、学校ホームページへの掲載や、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実